

エコアクション21

# 2024年度 環境経営レポート

活動期間：2023年11月～2024年10月



2025年2月1日 発行（第15版）

## 《組織概要》

商号 株式会社 山室組  
 代表者 代表取締役 山室 隆  
 所在地 本社  
 〒410-2321  
 静岡県伊豆の国市三福250-1  
 TEL 0558-76-6000 FAX 0558-76-2991

関連事業所 伊豆市営業所  
 静岡県伊豆市大平1191-1  
 TELL 0558-72-9132 FAX 0558-76-2991

設立 昭和44年12月

資本金 36,000,000円

エコアクション21認証取得年月日 2010年6月17日 認証・登録番号 0005071

承認登録範囲 全社、全活動、全従業員を対象としている

環境管理責任者 代表取締役 山室 隆

及び連絡担当者 TELL 0558-76-6000

事業活動内容 土木工事業、建築工事業

建設業許可 静岡県知事 特 第5826号

土木、建築、大工、とび、土工、石、屋根、タイル、れんが、ブロック、  
 舗装、しゅんせつ、塗装、防水、内装仕上、建具 工事業、水道施設、解体

産業廃棄物収集運搬業 静岡県 第2201039554号(積替え保管行為を除く)

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず

許可年月日 令和3年 4月10日

許可有効年月日 令和8年 4月 9日

運搬車両 3tダンプトラック 2台 キャブオーバ 2台

※収集運搬実績、令和5年度 0件0t 令和4年度 0件0t 令和3年度 0件0t

自社の廃棄物運搬なので、産業廃棄物マニフェスト伝票は使用していません。また、事業活動にも入れておりません。  
 しかし、他社の廃棄物運搬が増えた場合は、事業活動に取り入れます。



## 事業の規模

(注)会計年度11月～10月

活動規模	単位	2022年	2023年	2024年
売上高	百万円	432	559	480
工事等の件数	件	121	90	115
従業員	人	20	21	18
事務所床面積	m <sup>2</sup>	106	106	106
伊豆市営業所床面積	m <sup>2</sup>	18	18	18
倉庫床面積	m <sup>2</sup>	106	106	106
辻重機置場	m <sup>2</sup>	3,178	3,178	3,178
宗光寺資材置場	m <sup>2</sup>	1,389	1,389	1,389

辻重機置場: 伊豆の国市田原野茅野441-11

宗光寺資材置場: 伊豆の国市宗光寺801-1

## 《環境理念》

当社は土木・建築工事を主体とした建設事業所として、地域環境の保全と改良に積極的に取り組み、循環型社会を構築し、住み良い地域づくりに貢献します。

## 《環境経営方針》

- 1.環境経営の継続的改善を当社の事業活動において、環境負荷軽減のため、省資源・省エネルギー・水資源の節約・二酸化炭素排出量及び廃棄物排出量の軽減を図ります。
- 2.当社に係る環境関連法令を遵守します。
- 3.環境への影響を配慮した事業の施工・計画を提案し、技術的・経済的に可能な限り実施します。
- 4.全社員及び事業に係る協力業者に、環境負荷軽減活動を積極的に実施出来るよう周知し、環境に対する意識の向上に努めます。
- 5.環境教育・訓練等の実施により、全ての従業員に環境経営方針を周知徹底します。
- 6.地域社会における行政機関・団体等の環境保全活動に積極的に参加します。
7. 事務用品のグリーン購入、調達を推進をします。

平成 21 年 9 月 1 日 制定

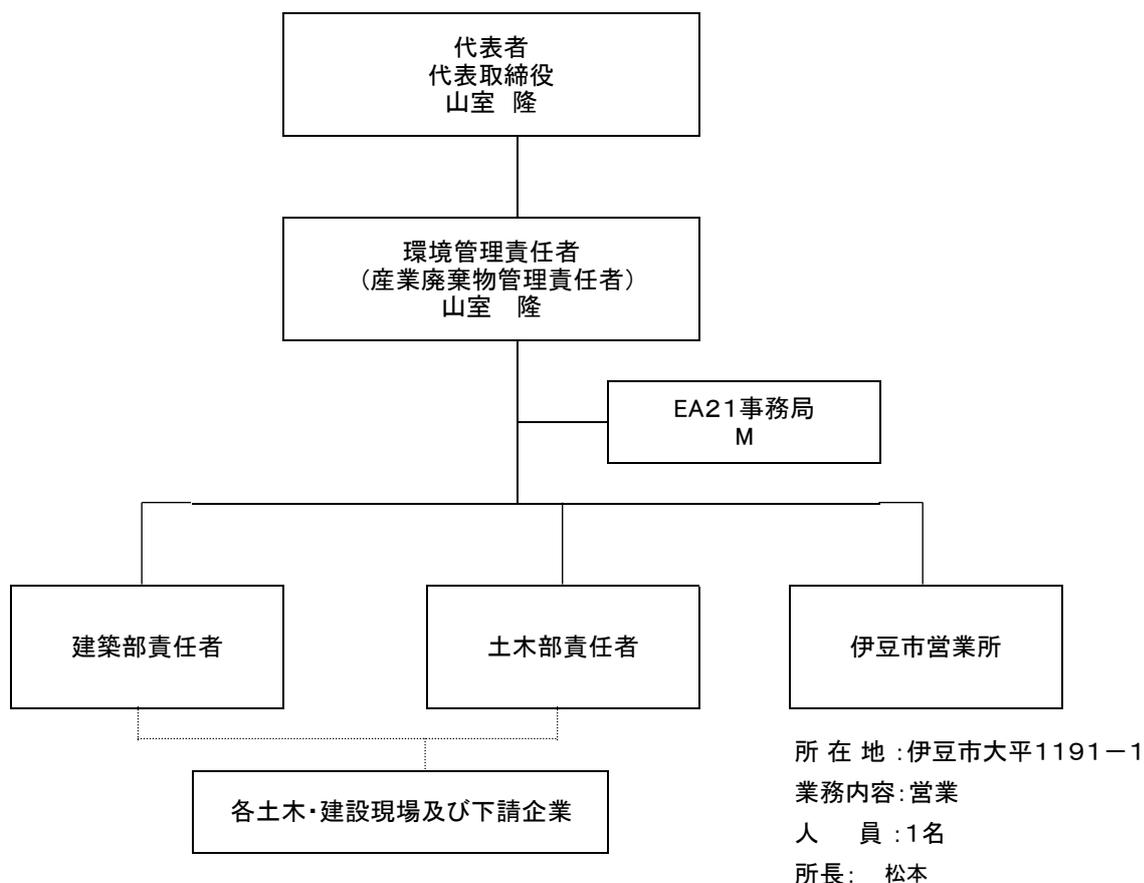
平成 24 年 11 月 1 日 第1回改定

令和 2 年 11 月 1 日 第2回改定

株 式 会 社 山 室 組

代表取締役 山 室 隆

## 《実施体制の構築(組織)》



### <代表者>

- ・環境経営方針を定める
- ・資源(人材・資金・技術)の用意
- ・実施体制の構築
- ・全体の評価と見直し・指示
- ・経営課題とチャンスの明確化

### <環境管理責任者>

- ・システムの総責任者としての役割
- ・システムの実績を代表者に報告
- ・権限を他の責任にかかわらず持つ
- ・一般教育の実施

### <EA21事務局>

- ・全体計画の立案
- ・システム運用上の事務管理
- ・文書の作成、管理

### <建築部責任者・土木部責任者・伊豆市営業所>

- ・部門の計画立案
- ・実施状況の確認、記録
- ・作業教育の実施

### <各土木・建設現場及び下請企業>

- ・環境配慮の施工
- ・環境法規等の遵守
- ・車両・重機等の燃料削減
- ・緊急事態への対応

## 《環境経営目標》

環境目標項目	単位	基準値	目標				
		2020年度 実績	2024年度 2.0%削減	2025年度 2.5%削減	2026年度 3.0%削減	2027年度 3.5%削減	
二酸化炭素排出量の削減	kg-CO2	79,333	77,746	77,350	76,953	76,556	
電気使用量の削減	kwh	10,144	9,941	9,890	9,840	9,789	
燃料使用量の削減 (ガソリン、軽油、灯油)	L	30,845	30,228	30,074	30,074	29,765	
廃棄物 排出量	一般廃棄物の削減	kg	200	数量把握	数量把握	数量把握	数量把握
	産業廃棄物の削減	t	532	数量把握	数量把握	数量把握	数量把握
	産業廃棄物再資源化率	%	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上
コピー用紙購入量の削減	kg	234	数量把握	数量把握	数量把握	数量把握	
水使用量の削減	m <sup>3</sup>	90	90	90	90	90	
環境に配慮した施工・提案件数の増加	件	86	90	91	92	93	

※購入電力のCO2排出係数は、令和2年度東京電力調整後排出係数0.442kg-CO2を使用

## 《環境経営目標の実績》

環境目標項目	単位	基準値	2024年度			
		2020年度 実績	目標 2.0%削減	実績	達成状況	評価
二酸化炭素排出量の削減	kg-CO2	79,333	77,746	107,161	×	事務所：猛暑で使用量増。 現場：電気を使用する現場が多かった為、目標未達。
電気使用量の削減	kwh	10,144	9,941	95,976	×	引き続き節電に努める。
燃料使用量の削減 (ガソリン、軽油、灯油)	L	30,845	30,228	26,911	○	次年度も継続していきたい。
廃棄物 排出量	一般廃棄物の削減	kg	200	数量把握 200	○	混合廃棄物を減らし、更に再資源化率を高めていきたい。
	産業廃棄物の削減	t	532	数量把握 734	○	
	産業廃棄物再資源化率	%	95%以上	97.90% 98.80%	○	
コピー用紙購入量の削減	kg	234	数量把握	231	○	裏紙利用が徹底されてきている。
水使用量の削減	m <sup>3</sup>	90	90	97	×	外水道の蛇口の締め忘れ発生した為、目標未達。 朝礼にて注意喚起した。
環境に配慮した施工・提案件数の増加	件	86	90	110	○	次年度も継続していきたい。

※購入電力のCO2排出係数は、令和2年度東京電力調整後排出係数0.442kg-CO2を使用

《2024年度の環境経営計画及び実施、次年度への取組表》

株式会社 山室組

作成日：2024年11月1日

環境目標	実施事項	担当	2023年		2024年										評価	次年度		
			11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月				
二酸化炭素排出量	電気使用量の削減 2020年度比 98.0%	1.未使用時の電気消灯の徹底	環境責任者														○	継続
		2.空調温度管理の徹底	環境責任者														○	継続
		3.「節電」を事務所に表示	環境責任者														○	継続
		4.昼休みの消灯	環境責任者														○	継続
		5.残業時間の削減検討	環境責任者														○	継続
	燃料使用量の削減 事務所 2020年度比 98.0%	1.アイドリングストップの徹底	環境責任者														○	継続
		2.効率の良いスケジュール実施	環境責任者														○	継続
		3.「エコドライブのすすめ」	環境責任者														○	継続
		4.朝礼での指導	環境責任者														○	継続
	燃料使用量の削減 現場 2020年度比 98.0%	1.アイドリングストップの徹底	環境責任者														○	継続
		2.効率の良いスケジュール実施	環境責任者														○	継続
		3.「エコドライブのすすめ」	環境責任者														○	継続
		4.無駄な材料を車両に積込まない	環境責任者														○	継続
		5.現場への持込車両の最小限化	環境責任者														○	継続
	廃棄物排出量	廃棄物の削減 現場 2020年度比 数量把握	1.分別の徹底	環境責任者													○	継続
2.リサイクル化の検討			環境責任者													○	継続	
3.購入資材の数量管理の徹底			環境責任者													○	継続	
コピー用紙の削減 事務所 2020年度比 数量把握		1.裏紙利用	環境責任者													○	継続	
		2.両面コピー・印刷の推進	環境責任者													○	継続	
		3.ミスコピーの削減	環境責任者													○	継続	
水資源投入量	水使用量の削減 事務所 2020年度比 数量把握	1.無駄水・たれ流し禁止	環境責任者													×	継続	
		2.「節水」表示	環境責任者													○	継続	
環境配慮した事業	施工・提案件数の増加 現場 2020年度比 +3件	1.低騒音型、排気ガス対策型機械の使用	環境責任者													○	継続	
		2.河川への化学物質、油脂の流出防止	環境責任者													○	継続	
		3.発生材の分別処理	環境責任者													○	継続	

◎ 活動内容 ◎

<環境理念・方針の掲示>



<環境教育>



<協力業者への現場での環境配慮説明>

<産業廃棄物一時保管場所>



<空調設備リモコンに適温表示>



<「節電」表示>



<「エコドライブのすすめ」各車に貼付>



<ゴミの分別容器>



<「節水」表示>

<地域ボランティア活動>



<伊豆の国市建設業協会 地域貢献活動 2024.6月>

## (株)山室組 環境関連法規の取りまとめ及び評価並びに違反、訴訟の有無

作成日: 2023年11月1日

遵守チェック日: 2024年10月31日 (評価-○: 法規制等に適合、△: 法規制等から逸脱の可能性あり、×: 規制等から逸脱している)

法規名	主要法規制等	法基準(値)	当社の対応	評価
循環型社会形成推進基本法 伊豆の国市廃棄物の処理に関する条例 廃棄物の処理と清掃に関する法律 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	①廃棄物の削減(第3号第2項) ②廃棄物の適正処理の確保(第3号第1項) ③産業廃棄物の保管基準の遵守(第12条3項) ④産業廃棄物の処理委託基準の遵守(第12条5, 6項) ⑤産業廃棄物の委託契約書の記載事項の遵守(第12条7項) ⑥産業廃棄物管理票の管理事務(第12条の3) ⑦産業廃棄物管理責任者の設置(第12条8項) ⑧産業廃棄物処理の委託先の実施確認と記録の保存(第12条7項) ⑨管理票交付状況報告(第12条の3 7項) ⑩多量排出事業者の産業廃棄物処理計画と実績の報告(第12条9項) ⑪廃棄物の飛散・流出・地下浸水の防止(第8条) ⑫不適正な処理に対する措置と県への報告(第11条)	③⑪保管場所表示 60cmx60cm 以上 ④委託業者との契約・許可証明書 ⑤廃棄物の種類・数量・運搬の最終目的・最終処分の所在地・処分方法・処理能力・契約の有効期間・支払額等 ⑥管理票交付日からB票・D票は90日以内、E票は180日以内に受領・管理表は5年間保管義務 ⑧年1回以上実施確認及び記録の5年間保存 ⑨前年度分実績を6月30日までに知事に報告 ⑩前年度分実績を6月30日までに報告	①②⑨廃棄物削減活動の実施 ③⑪産業廃棄物置場の表示板設置 ④委託業者との契約書・許可証明書の確認 注: 許可期限日 ⑥監理表の交付・保管・戻り状況の確認及び保管状況 ⑦産業廃棄物管理責任者設置 ⑧年1回処分業者実地確認・記録の保存 ⑨前年度分実績を6月30日までに知事に報告 ⑩前年度分実績を6月30日までに報告	○
建設リサイクル法	①分別解体等の実施(第9条) ②対象建設工事の届出等(第10条)	①特定建設資材廃棄物をその種類毎に分別し再資源化する ②工事に着手する7日前までに都道府県知事に届出	①再利用できる物の分別再利用、再生施設への委託 ②工事に着手する7日前までに作成し届出を行う	○
建設業法	①建設業の許可(第3条) ②建設工事の請負契約(第18条19条) ③雑則(第7章全般)	①許可区分、5年毎の更新 ②施工体制台帳及び施工体系図の作成等 ③標識の掲示	①許可区分及び更新の確認(令和12.3.10有効期限) ②工事毎、施工体系図を作成し見やすい所に掲示する ③工事現場毎に許可を受けた内容を掲示する	○
資源の有効な利用の促進に関する法律	指定副産物(土砂・コンクリート塊等)の減溶化・リサイクル化(第4条)	建設資材廃棄物をその種類毎に分別し再資源化する	再利用できる物の分別再利用、再生施設への委託	○
オフロード法	協力会社の持ち込み建設機械の適合証明(ブルドーザ、クローラークレーン、くい打ち機等)(第4条)	適合証明	適合設備の使用確認	○
道路3法(道路法・道路運送車両法・道路交通法)	法定点検・整備・積載基準の遵守(運送法第5.6章全般)		整備状況確認	○
省エネ法	①エネルギー使用の合理化義務(第1条)		①電気使用量の削減 ②燃料の削減	○
騒音規制法 静岡県生活環境の保全等に関する条例	①特定施設の届出(第14条) ②規制基準の遵守義務(第6章3節)	①新設・変更の工事開始30日前 (氏名又は名称・所在地・種類・防止法等) ②規制基準遵守・・・第2種区域	①届出書の確認 ②近隣住民からの苦情の確認	○
振動規制法 静岡県生活環境の保全等に関する条例	①特定施設の届出(第14条) ②規制基準の遵守義務(第7章2節)	①新設・変更の工事開始30日前 (氏名又は名称・所在地・種類・防止法等) ②規制基準遵守・・・第1種	①届出書の確認 ②近隣住民からの苦情の確認	○
水質汚濁防止法 静岡県生活環境の保全等に関する条例	①規制基準の遵守義務(第12条)		①適正使用・適正処理 ②委託業者の測定結果の確認	○
家電リサイクル法	①廃棄時の引取業者への引渡し料金支払(第11条19条)		①廃棄時に指定業者に処理依頼	○
フロン排出抑制法	①簡易点検を四半期に1回以上実施(第16条)		①簡易点検を3ヶ月に1回以上実施	○
消防法(危険物関連) 伊豆の国市火災予防条例	①消防署に届出(第1条の10)	①指定数量の1/5以上、指定数量未満	①消火器の設置、点検	○
大気汚染防止法 静岡県生活環境の保全等に関する条例	①規制基準の遵守義務(第18条の10)		①委託業者の点検表確認	○

※環境関連法規については、法令遵守をしています。また、過去3年間行政からの指摘事項や指導はありません。

近隣住民からの苦情などもなく訴訟等も同様に1件もありませんでした。

## コミュニケーション記録

環境上の苦情や要請などは必ず受け付けて、対応し、記録する。

□苦情 □要望 □提案 □行政とのやりとり □その他

受付日		コミュニケーション先 電話:		
件名			環境管理責任者	報告者
内容	<p>「令和5年11月～令和6年10月 記載する該当事項はありませんでした」</p>			
応急対応(応急処置)			環境管理責任者	報告者
			部署責任者コメント	
			部署責任者コメント	
根本対応(是正処置(再発防止))			環境管理責任者	作成
			部署責任者コメント	
備考(改善提案などのコメント)				

保管: 環境事務局

## 代表者による全体の評価と見直し

平成21年9月より当社はエコアクション21導入にあたり、環境理念、地域環境の保全と改良に積極的に取り組み、循環型社会を構築し、住み良い地域づくりに貢献する、環境方針1～7項目を活動計画に揚げ引き続き取り組んでいきます。

上記の理念、方針を社内外に発表し活動してきました。事務職員の意識、行動、取組評価できますが、一部現場監督、現場作業員へは環境経営方針について浸透せず理解が薄く、これからも引き続き日々教育を行い、全体目標を達成したいと思います。

### 重要な取組

- 1.環境負荷軽減の為、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量の軽減を図る。  
環境の目標は従業員全員の協力作業であり、自己チェック結果を精査し、早急に完結出来るように努力をしていきます。
- 2.二酸化炭素排出量削減の為に、順次自社車両をハイブリッド車や低燃費車を中心に買い換える。現場での使用重機類、発電機、燃料使用の機械類、古い物を出来るだけ早く排出ガス対策型、低騒音型の物と買い換える。
- 3.使用していない電化製品や照明は、こまめに電源を切り、節電を行う。
- 4.廃棄物の削減、水使用量の削減は、出来る限りリサイクルをして、排出を抑える。排出しないように努力いたします。
- 5.計画的な車両の運行指示。

マネジメントシステムは規格の要求事項を満たしてきている事と思われるので、実地での更なる深掘りされた活動を全員が認識して実施されたい。

今回の評価にあたっては、環境方針、目標活動計画及び実施体制の見直しを行って、特に問題がないことを確認しました。

2025年1月31日

株式会社 山室組  
代表取締役 山室 隆